

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務(ガバメントクラウド・標準準拠システム移行) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者台帳ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 115の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 117、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部保健課 電話0241-24-5223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	<喜多方市における措置> ①後期高齢者医療事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等 ②その他 ・セキュリティの担保された閉域的ネットワークで構成している。 ・ログ情報をシステム上に記録し、必要に応じて解析等を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について、継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策等を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSや、ミドルウェア等について、緊急性の高い場合は、セキュリティパッチを即時に適用し、それ以外は、定期保守時に適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データ等は、複数回、異なる方式による認証を実施するとともに、すべてのデータの暗号化を実施する。また、利用者に応じて、必要最低限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・いずれの場合も複数職員によるチェックをすることで誤入力を防止する。(申請書も同じ) ・必要な情報以外の登録ができないよう、福島県後期高齢者医療広域連合電算システム等を用いて入力項目の制御を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				15
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	市民部保健課	保健福祉部保健課	事後	機構改革に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保健課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第46条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 江花一治	課長 松崎裕美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 松崎裕美	課長 五十嵐俊之	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 五十嵐俊之	保健課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年8月11日	評価の再実施				
令和3年9月1日	評価の再実施				
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある者を対象に、疾病・負傷又は死亡に関して必要な医療保険給付を行っている。 (1)被保険者の資格異動管理 (2)被保険者の資格にかかる各種申請の受付・交付 (3)保険料に関すること (4)被保険者の給付にかかる各種申請書の受付 (5)広域連合への情報提供	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	1 後期高齢者医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム	事後	評価書見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月2日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 115の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 117、160の項	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	後期高齢者医療事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	Ⅳ リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・いずれの場合も複数職員によるチェックをすることで誤入力を防止する。(申請書も同じ) ・必要な情報以外の登録ができないよう、福島県後期高齢者医療広域連合電算システム等を用いて入力項目の制御を行っている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年9月1日	ガバメントクラウド・標準準拠システムへの移行に伴う再実施			事前	